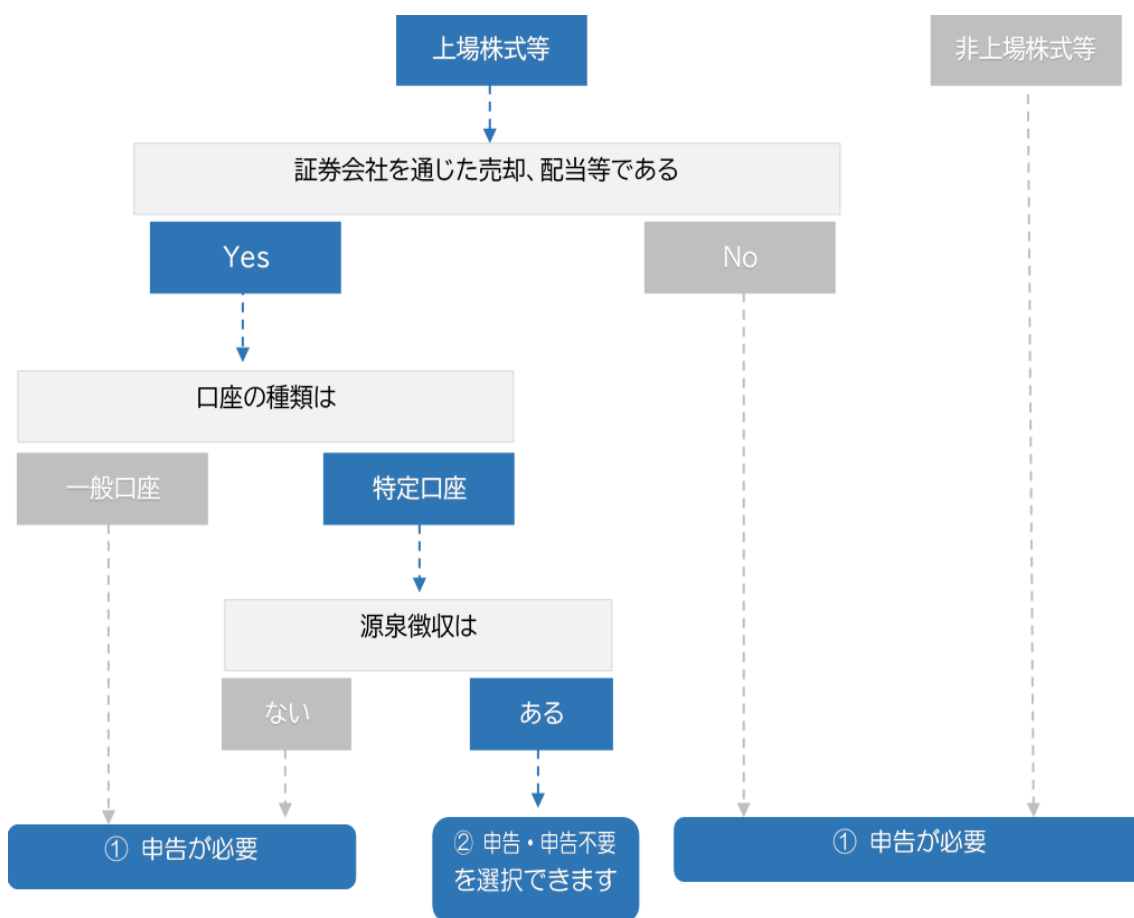


株式等の譲渡所得のある方へ

令和4年1月
神戸市 市民税課

- ・ 個人が株式等を譲渡した場合の譲渡所得等については、他の所得と分離して課税されます。
- ・ 取引される口座の種類などによって、申告の要・不要が変わりますのでご注意ください。
- ・ また、申告が不要の場合でも、申告することで他の口座での譲渡損益と相殺や上場株式等の配当所得(申告分離課税)との損益通算ができます。

フローチャートにて、申告が必要かをご確認ください。



※ 上場株式等について、金融取引業者等を通じて売却したことにより生じた譲渡損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等の配当所得(申告分離課税)と損益通算できます。(特定口座で源泉徴収ありの場合の損益通算は、確定申告不要です)

また、損益通算してもなお控除しきれない金額について、翌年以後3年間、確定申告により、上場株式等の譲渡所得及び配当所得(申告分離課税)の金額から繰越控除できます。

市県民税の税率等は裏面をご確認ください。

フローチャートで ①申告が必要 に該当する場合

【税率】

- ・市県民税:5% (所得税:15%)
- ・上記の税率で市・県民税所得割が課税されます。

フローチャートで ②申告する を選択する場合

【税率】

- ・市県民税:5% (所得税:15%)
- ・証券会社により、「株式等譲渡所得割」として市県民税が特別徴収されます。申告をした場合、特別徴収された市県民税額は市民税 3/5、県民税 2/5 に按分され、所得割額から控除されます。

フローチャートで ②申告不要 を選択する場合

【税率】

- ・市県民税:5% (所得税:15%)
- ・証券会社により、「株式等譲渡所得割」として市県民税が特別徴収され納税が終了します。

※ 申告不要を選択した譲渡所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険料算定等の基準となる総所得金額や合計所得に含まれません。

* 特定口座で源泉徴収ありの場合の課税について

- ・口座内に上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当等の総額からその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡損失の金額を控除(損益通算)した金額をもとに源泉徴収税額が計算されます。
- ・申告不要は、口座ごとに選択できます。
(1回の売却ごと、1回に支払を受ける配当等ごとの適用はできません)。
- ・申告不要を選択せずに口座内の所得について確定申告した後(あるいは申告不要を選択して口座内の所得以外の所得について確定申告した後)に、その適用関係を変更することはできません。
- ・口座内の譲渡損益を、その口座以外での株式等の譲渡損益又は配当所得と相殺しようとするときは、確定申告(申告分離課税)をする必要があります。この時、特定口座で源泉徴収ありの場合の譲渡損失を確定申告する場合は、その口座の上場株式等の配当等もあわせて申告する必要があります。

※ 株式等の譲渡所得に対する市・県民税の徴収方法について、所得税の確定申告書第二表の「給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法」欄で、「自分で納付」(普通徴収)を選択された場合でも、株式等の譲渡所得に対する普通徴収税額が算出されない等の理由により普通徴収できない場合があります。